

2025年7月7日

東京地方裁判所民事第50部合D係 御中  
令和7年（ワ）第7441号 国家賠償請求事件  
原告 柴田 外3名  
被告 国

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 野	隆	同	宮 村 啓 太
同 谷 口 太	規	同	井 桁 大 介
同 趙 誠	峰	同	吉 田 京 子
同 亀 石 倫	子	同	小 林 英 晃
同 鵜 飼 裕	未	同	戸 田 善 恭
同 志 塚	永	同	馬 淵 未 来
同 安 藤 光	里	同	平 岡 百 合
同 齋 藤	賢		

準備書面 (1)

原告は本準備書面において、日本の刑事裁判官が権利保釈制度を死滅させたことを立証し、その死滅を許容する刑事訴訟法89条4号が憲法及び条約に違反し無効であることを主張する。

第1 日本の刑事裁判官は権利保釈を死滅させた

甲A26で整理したとおり、18人の弁護士から提供された51件の保釈に関する決定を分析したところ、89条を根拠として、いわゆる権利保釈を認めた事例は一つも認められなかった。裁判官は、保釈を認める場合でも、ほぼ全ての事例で89条4号

の「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を認めて権利保釈を否定した上で、90条に基づきいわゆる裁量保釈を選択している。4号の文言を極めて広くかつ抽象的に解釈することにより、あらゆる事例で「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を認めることで、権利保釈制度を死滅させている。

甲A26の別紙一覧表から明らかなおり、一部の裁判所に所属する特定の裁判官だけが権利保釈を死滅させているという状況では無い。所属や経験年数に関わらず、およそ日本中のほぼすべての裁判官が、一律に権利保釈を認めない。日本の刑事司法では、裁判官による組織的な運用により原則と例外が完全に逆転している。原則であるはずの権利保釈が全く用いられなくなり、例外であるはずの裁量保釈でのみ保釈を認めるようになってきている。

## 第2 権利保釈の死滅は89条4号の違憲無効を裏付ける

### 1 刑事訴訟法の規定とその趣旨

刑事訴訟法89条本文は、「保釈の請求があったときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない。」と定める。これは裁判所に対して、例外的な場合以外には必ず保釈を認めることを命じるものである。そこに裁判官の裁量はない。89条による保釈は一般に「権利保釈」とか「必要的保釈」と呼ばれる。続く同90条は、この例外的な事情があり権利保釈を認めることができない場合であっても、各種事情を考慮して保釈を認めることのできる権限を裁判官に付与することで、身柄拘束が例外的となるよう厳しく要求している。90条による保釈は、裁判官の自由裁量に基づく保釈であり、「裁量保釈」と呼ばれる。

この条文構造から、保釈が原則で身柄拘束が例外であること、そして保釈の中でも権利保釈が原則で、除外事由があり権利保釈が認められない場合に備えて裁量保釈の制度を例外的に設けたものであることは明らかである。これは、憲法31条が適正手続によらなければ「自由を奪はれ」ないと定め、同34条が「正当な理由がなければ、拘禁され」ないと定めていることの当然の帰結である。

### 2 人権規約の要請

また、身柄拘束が例外でなければならず、保釈が原則であることは、日本が批准する自由権規約からも当然に要請される。世界人権宣言は、「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」と定めている(3条)。この自由を保障するため、世界人権宣言は「何人も、恣意的に捕らえられ、拘禁され、あるいは追放されない」と規定する(9条)。

これを受けて自由権規約は9条において身体の自由の権利を定めた上で、恣意的拘禁について詳細に規定する。すなわち、1項で「何人も、恣意的に逮捕され又は

抑留されない」とし、3項で「刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は・・妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する。裁判に付される者を抑留することが原則であってはならぬ」と強調している。抑留は原則であってはならず、身柄拘束は例外でなければならない。刑事訴訟法89条は、90条が自由裁量を認めたことと異なり、裁判官に対する命令として機能する。裁判官に対し、身柄拘束が例外的になるよう、保釈が原則となるよう厳しく命じているのである。

### 3 権利保釈の死滅は人質司法にとって不可欠である

人質司法とは、黙秘や否認を身柄拘束の根拠とすることである。89条は、当然ながら黙秘や否認を保釈却下事由としていない。そのため、黙秘や否認をしても、89条の例外事由に当たらなければ保釈を認めなければならない。ところがこれでは人質司法を実現できない。人質司法の実現にとって権利保釈の死滅は不可欠の前提だったのである。

そもそも権利保釈は本来、裁判官の裁量を排除して、機械的に保釈を必ず認めさせるための制度である。権利保釈の判断が裁判官の裁量に基づくならば、あえて裁量保釈とは別に権利保釈を法定した意味がなくなるし、身柄拘束が恣意的になる。だから、89条4号の立法時に、立法担当者は誰がみても証拠隠滅をするに違いない場合として、裁判官の裁量を排除することを前提としていたのである。しかし、保釈の判断に際して裁判官の裁量がなければ、黙秘や否認を身柄拘束の根拠とすることができない。そこで裁判官は、89条4号の解釈を、立法時に想定されたような裁量の余地がないものから、裁判官がどのようにでも解釈できる緩やかなものへと変容させた。

実はそのような変容は刑事訴訟法制定直後に行われたわけではない。実際、司法統計では、1980年（昭和55年）までは権利保釈と裁量保釈の件数が記録されていた。当時はむしろ、保釈の多くは権利保釈であり、裁量保釈の方が少数だった。しかし1980年を境に司法統計に権利保釈と裁量保釈の内訳が記載されなくなり、次第に権利保釈が認められなくなった（甲A27）。そしてあるときを境に権利保釈が秘密裏に死滅させられたのである。

1980年以降、統計などによる検証ができなくなり、その裏で少しずつ、本来裁判官の裁量がないはずの権利保釈が、裁判官が自由に例外事由の存否を判断できる実質的な裁量保釈に変質させられた。保釈というものが、「被告人にとっての権利」から「裁判官が被告人に与える恩恵」になってしまった。これにより、黙秘や否認を根拠として89条4号該当性を認めるという、人質司法のシステムが完成したのである。

#### 4 権利保釈の死滅は89条4号の違憲性を裏付ける

裁判官が89条4号を変質させ、憲法や自由権規約が求める身体非拘束原則に反する運用を構築することができたのは、同号が裁判官の自由な解釈を許すような文言となっているためである。本来、必要的保釈として裁判官の裁量を排除するものである以上、89条4号のような解釈を許す文言を用いてはならなかった。89条4号があるために、権利保釈は死滅した。これは条文解釈で救済できるレベルではない。この条文がある限り、仮に運用に一時的な改善が見られても、再び裁判官の裁量が持ち込まれ、権利保釈が死滅させられる恐れを常に抱えることとなる。89条4号は憲法31条及び34条並びに自由権規約9条に違反するから、無効である。

以上